

令和6年12月23日 開会

令和6年第3回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

(追加)

枚方寝屋川消防組合

目 次

議案第 9 号	令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）	・・・	1 頁
議案第10号	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正 について	・・・	12 頁

議案第 9 号

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 244,225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,002,078 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 23 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		7,473,068	244,225	7,717,293
	1 負担金	7,473,068	244,225	7,717,293
歳 入 合 計		7,757,853	244,225	8,002,078

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 消 防 費		7,298,251	244,225	7,542,476
	1 消 防 費	7,298,251	244,225	7,542,476
歳 出 合 計		7,757,853	244,225	8,002,078

歳入歳出補正予算事項別明細書

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,473,068	244,225	7,717,293		
(項)					
1. 負担金	7,473,068	244,225	7,717,293		
(目)1. 負担金	7,473,068	244,225	7,717,293	1. 枚方市負担金	149,048
				2. 寝屋川市負担金	95,177
歳 入 合 計	7,757,853	244,225	8,002,078		

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 枚方市負担金	149,048	1. 枚方市負担金 149,048 (1) 枚方市負担金（按分比率 61.0289%） 149,048
1. 寝屋川市負担金	95,177	2. 寝屋川市負担金 95,177 (1) 寝屋川市負担金（按分比率 38.9711%） 95,177

2 歳 出

[illegible]

6

單位：千円)

節	細
区分	区分
金額	金額
2. 給料 124,395	2. 一般職給 124,395
3. 職員手当等 104,217	2. 地域手当 12,333 5. 時間外勤務手当 13,818 10. 期末手当 41,353 11. 勤勉手当 36,713
4. 共済費 15,613	3. 共済組合負担金 15,613

概要説明
1. 組織体制整備事業経費 244,225 (1) 職員給与等管理費 244,225 ア. 職員給 124,395 イ. 地域手当 12,333 ウ. 超過勤務手当 13,818 エ. 期末手当 41,353 オ. 勤勉手当 36,713 カ. 共済組合負担金 15,613

7

補正予算給与費明細書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(63) 665	23,961	2,667,472	2,490,542	5,181,975	999,576	6,181,551	
補正前	(63) 665	23,961	2,543,077	2,386,325	4,953,363	983,963	5,937,326	
比 較	(0) 0	0	124,395	104,217	228,612	15,613	244,225	

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	99,414	286,034	60,199	94,512	287,964	70,903	664,177
	補正前	99,414	273,701	60,199	94,512	274,146	70,903	622,824
	比 較	0	12,333	0	0	13,818	0	41,353
	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	555,626	304,840	66,873				
	補正前	518,913	304,840	66,873				
	比 較	36,713	0	0				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	124,395	制度改正に伴う増減分	124,395	人事院勧告による増分
職 員 手 当	104,217	制度改正に伴う増減分	104,217	人事院勧告による増分 ・ 地域手当 12,333 ・ 時間外勤務手当 13,818 ・ 期末手当 41,353 ・ 勤勉手当 36,713

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	分	消防職員
令和6年11月1日 現 在	平均給料月額(円)	301,524
	平均給与月額(円)	400,709
	平 均 年 齢(歳)	37歳5月
令和5年11月1日 現 在	平均給料月額(円)	295,002
	平均給与月額(円)	389,316
	平 均 年 齢(歳)	37歳3月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
補正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	

()内は、再任用職員で外書き

議案第10号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
条例について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。
- 2 地域手当の支給率を改定するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正)

第 1 条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 37 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第7条関係）
消防職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 211,600	円 232,600	円 255,500	円 290,400	円 335,000	円 373,400	円 415,600	円 465,500	円 511,600
2	214,000	234,800	257,500	291,700	336,900	376,000	418,000	468,600	523,500
3	216,400	237,000	259,700	293,000	338,700	378,300	420,500	471,600	
4	218,800	239,200	261,900	294,200	340,500	380,500	422,900	474,600	
5	221,200	241,400	264,000	295,400	342,200	382,400	424,800	477,600	
6	223,600	243,400	265,300	296,400	343,900	384,700	426,900	480,600	
7	226,000	245,400	266,600	297,400	345,500	386,800	429,000	483,600	
8	228,200	247,200	267,900	298,300	347,200	388,800	431,200	486,700	
9	230,400	249,000	269,200	298,900	348,800	390,800	433,100	489,400	
10	232,500	250,700	270,500	299,600	350,500	393,100	435,200	492,500	
11	234,600	252,400	271,800	300,300	352,100	395,300	437,300	495,500	
12	236,600	253,800	273,100	301,000	353,700	397,500	439,200	498,600	
13	238,600	255,200	274,400	301,700	355,200	399,700	440,900		
14	240,600	257,000	275,600	302,400	356,900	402,000	442,700		
15	242,600	258,400	276,700	303,100	358,500	404,200	444,600		
16	244,200	259,900	278,200	303,700	360,100	406,500	446,500		
17	245,800	261,400	279,500	304,400	361,700	408,300	448,300		
18	247,300	262,600	280,800	305,200	363,500	410,200	450,100		
19	248,800	263,800	282,100	305,900	365,000	412,100	451,900		
20	250,300	264,900	283,300	306,700	366,600	413,900	453,600		
21	251,800	266,200	284,500	307,400	368,000	415,700	455,400		
22	253,400	267,400	285,100	308,200	369,600	417,500	456,900		
23	254,900	268,700	285,700	309,200	371,200	419,300	458,300		
24	256,400	270,000	286,300	310,100	372,700	421,100	459,800		
25	257,900	271,400	286,800	311,000	374,600	422,700	461,200		
26	259,100	272,800	287,400	312,300	376,500	424,200	462,500		
27	260,300	274,100	288,000	313,600	378,400	425,700	463,800		
28	261,500	275,400	288,500	314,900	380,200	427,200	465,000		
29	262,700	276,400	289,000	316,200	381,700	428,700	466,000		
30	264,000	277,700	289,600	317,700	383,500	430,000	466,700		
31	265,300	279,000	290,100	319,000	385,200	431,300	467,400		
32	266,600	280,200	290,600	320,100	386,800	432,500	468,100		
33	267,900	281,400	291,100	321,100	388,500	433,700	468,800		
34	269,400	282,000	291,700	322,300	389,900	435,000	469,500		
35	270,700	282,600	292,200	323,500	391,300	436,300	470,100		
36	272,100	283,200	292,700	324,600	392,700	437,500	470,700		
37	273,100	283,700	293,200	325,700	394,100	438,700	471,200		
38	274,400	284,300	293,800	326,900	395,300	439,500	471,800		
39	275,700	284,900	294,400	328,100	396,500	440,300	472,400		
40	276,900	285,500	295,000	329,200	397,500	441,100	473,000		
41	278,100	286,000	295,700	330,300	398,600	441,700	473,500		
42	278,700	286,600	296,400	331,500	399,800	442,300	474,000		
43	279,300	287,200	297,100	332,700	400,900	442,900	474,400		
44	279,900	287,700	297,800	333,900	402,000	443,500	474,700		
45	280,300	288,200	298,400	335,100	402,700	444,200	475,000		
46	280,900	288,700	299,300	336,300	403,400	445,000			
47	281,400	289,200	300,100	337,500	404,100	445,400			
48	281,900	289,700	300,900	338,700	404,800	446,100			
49	282,400	290,300	301,700	339,900	405,400	446,600			
50	283,000	290,800	302,800	341,200	406,000	447,000			
51	283,500	291,400	303,900	342,400	406,500	447,400			
52	284,000	292,000	304,900	343,600	406,900	447,800			
53	284,500	292,600	305,900	344,800	407,300	448,200			
54	285,100	293,300	307,000	346,200	407,500	448,600			
55	285,600	294,000	308,000	347,500	407,800	449,000			
56	286,100	294,700	309,100	348,800	408,100	449,300			
57	286,600	295,300	310,100	349,700	408,400	449,600			
58	287,100	296,200	311,200	351,000	408,700	450,000			
59	287,600	297,000	312,300	352,200	409,000	450,300			
60	288,100	297,800	313,400	353,400	409,300	450,600			
61	288,600	298,600	314,400	354,600	409,500	450,900			

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62	289,100	299,500	315,500	356,000	409,800				
63	289,600	300,400	316,600	357,400	410,100				
64	290,100	301,300	317,700	358,800	410,400				
65	290,600	302,100	318,700	360,100	410,600				
66	291,100	303,000	319,800	361,600	410,900				
67	291,600	303,800	320,900	363,100	411,200				
68	292,100	304,600	322,000	364,500	411,500				
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,700				
70	293,100	306,400	324,200	367,100	412,000				
71	293,600	307,300	325,400	368,400	412,300				
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,500				
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,700				
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,000				
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,300				
76	296,300	311,600	331,200	374,500	413,500				
77	296,800	312,300	332,500	375,800	413,700				
78	297,400	313,200	333,900	377,000	414,000				
79	298,000	314,100	335,300	378,200	414,300				
80	298,600	315,100	336,700	379,300	414,500				
81	299,200	316,000	338,000	380,400	414,700				
82	299,900	317,100	339,600	381,600	415,000				
83	300,600	318,100	341,100	382,700	415,300				
84	301,200	319,100	342,600	383,900	415,500				
85	301,800	320,000	344,000	385,000	415,700				
86	302,500	321,000	345,500	385,600					
87	303,200	322,000	347,000	386,100					
88	303,900	323,000	348,400	386,600					
89	304,600	324,000	349,700	387,200					
90	305,400	325,300	350,900	387,800					
91	306,200	326,500	352,100	388,400					
92	306,900	327,700	353,400	389,000					
93	307,400	328,900	354,700	389,300					
94		330,200	356,200	389,800					
95		331,400	357,700	390,300					
96		332,600	359,100	390,800					
97		333,800	360,400	391,200					
98		335,100	361,600	391,600					
99		336,300	362,700	392,100					
100		337,500	363,900	392,600					
101			365,000	393,000					
102			366,100	393,500					
103			367,200	394,000					
104			368,300	394,500					
105			369,500	394,800					
106			370,000	395,200					
107			370,600	395,700					
108			371,200	396,000					
109			371,800	396,300					
110			372,300	396,800					
111			372,700						
112			373,200						
113			373,600						
114			374,000						
115			374,500						
116			375,000						
117			375,400						
118			375,900						
119			376,500						
120									
121									
122									
123									
124									
125									

備考 この表は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
124		308, 200					
125		308, 500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	153, 600	175, 600	208, 000	223, 760	235, 920	256, 480	290, 160

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第36条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第37条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第25条第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	183,500 円	230,000 円
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400

63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第12条第4項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第25条第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

(枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「380,000円」を「392,000円」に、「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を「492,000円」に、「539,000円」を「555,000円」に改める。

第5条第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに任期を1年とする職として管理者が別に定める職にある会計年度任用職員（以下「通年任用の会計年度任用職員」という。）に適用する場合における第3条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2の規定は令和6年4月1日から、新給与条例第36条第2項及び第3項、第37条第2項の規定並びに新会計年度任用職員給与条例第8条第2項及び第25条第1項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例又は第3条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例又は新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 令和7年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第4項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

議案第10号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について

改正後（案）	現行
〔第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （期末手当） 第36条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕 2 〔略〕 （1）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た	（期末手当） 第36条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第37条 〔略〕 2 〔略〕 （1）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た

改正後（案）	現行
額の総額 （２） 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 〔第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係〕 （地域手当） 第20条 〔略〕 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。 （期末手当） 第36条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 〔略〕	額の総額 （２） 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 （地域手当） 第20条 〔略〕 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。 （期末手当） 第36条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 〔略〕

改正後（案）	現行
（勤勉手当） 第37条 〔略〕 2 〔略〕 （1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 （2） 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 〔第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕 （期末手当） 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕	（勤勉手当） 第37条 〔略〕 2 〔略〕 （1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 （期末手当） 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕

改正後（案）	現行
3～5 〔略〕 （任命権者が支給する勤勉手当の額の総額） 第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 〔略〕 〔第4条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕 （期末手当） 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕 3～5 〔略〕 （基本報酬） 第12条 〔略〕	3～5 〔略〕 （任命権者が支給する勤勉手当の額の総額） 第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 〔略〕 （期末手当） 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕 3～5 〔略〕 （基本報酬） 第12条 〔略〕

改正後（案）	現行								
2・3 〔略〕 4 前3項の基準月額、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間であるとした場合において第4条及び第5条の規定を準用したときに決定される号給に応じた給料月額に、当該額の<u>100分の12</u>を乗じて得た額を加算した額とする。 5 〔略〕 （任命権者が支給する勤勉手当の額の総額） 第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 〔略〕 〔第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係〕 （特定任期付職員の給与の特例） 第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000円</u></td></tr> </table>	号給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	4 前3項の基準月額、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間であるとした場合において第4条及び第5条の規定を準用したときに決定される号給に応じた給料月額に、当該額の<u>100分の10</u>を乗じて得た額を加算した額とする。 5 〔略〕 （任命権者が支給する勤勉手当の額の総額） 第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 〔略〕 （特定任期付職員の給与の特例） 第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000円</u></td></tr> </table>	号給	給料月額	1	<u>380,000円</u>
号給	給料月額								
1	<u>392,000円</u>								
号給	給料月額								
1	<u>380,000円</u>								

改正後（案）			現行		
2	<u>440,000円</u>		2	<u>427,000円</u>	
3	<u>492,000円</u>		3	<u>477,000円</u>	
4	<u>555,000円</u>		4	<u>539,000円</u>	
2～5 〔略〕			2～5 〔略〕		
（特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）			（特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）		
第5条 〔略〕			第5条 〔略〕		
2・3 〔略〕			2・3 〔略〕		
4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の230</u> 」とする。			4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」とする。		

